

犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令の運用について（例規）

〔最終改正 令和 8. 10. 1 例規務第33号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令（昭和56年京都府警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。）に基づき裁定に関する事務（以下「裁定の事務」という。）を適正に処理するため、下記のとおり必要な事項を定め、昭和56年1月1日から適用することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 基本的留意事項（訓令第3条関係）

- 1 犯罪被害給付制度は、故意による犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（以下「犯罪被害者又はその遺族」という。）に対し犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）を支給し、犯罪被害等（法第2条第4項に規定する犯罪被害等をいう。）を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的としており、当該目的が達成されるよう迅速かつ的確な処理に努めること。
- 2 犯罪被害給付制度は犯罪被害者又はその遺族の利害に深くかかわるものであるから、関係所属の緊密な協力の下に、徹底した調査及び資料の収集に努め、事案の真相等を正しく把握するように努めること。
- 3 犯罪被害給付制度の対象となり得る事案を把握した場合は、犯罪被害者又はその遺族に規則に定める不支給事由がある場合又は他の法令による給付、損害賠償等との調整が行われる場合であつても、明らかに不支給となる場合を除き、被害者手帳、広報用リーフレット等を交付するなどの方法により、個別具体的に犯罪被害給付制度の教示を行うこと。

なお、この制度の教示に当たっては、犯罪被害者又はその遺族の心情を害することのないよう配慮すること。

- 4 給付金の支給は、都道府県公安委員会の裁定を待つて初めて行われるものであるから、給付金の支給の可否、給付金の額の推定等に関して不用意な言動は慎むこと。
- 5 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警察署長は、職員が給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して十分な教示を行うことができるよう、その指導・教養の徹底を図ること。

第2 受付事務機関（訓令第4条関係）

- 1 申請者は、住所地を管轄する公安委員会に遺族給付金支給裁定申請書、重傷病給付金支給裁定申請書又は障害給付金支給裁定申請書（以下「申請書」という。）により申請し、その裁定を受けることとなる。
- 2 受付事務は、警務部警務課（以下「警務課」という。）にあつては犯罪被害者支援室が、警察署にあつては犯罪被害者支援係が取り扱うものとする。

第3 受付事務（訓令第5条関係）

申請書の受付は、申請者の権利の得失に関するものであるから、申請書の記載事項の不備等を理由として受付の拒否、申請書の預り保管等の処理をすることのないようにするとともに、

次の点に留意して処理するものとする。

1 申請者

- (1) 申請者が給付金の支給を受けるべき者であることを確認した上で受け付けること。
- (2) 同一の犯罪被害について2人以上の者が、裁定を受けようとする場合には、それぞれ申請をさせること。
- (3) 申請書の提出が代理人によって行われたものであるときは、委任状の提出を受け、代理人の住所及び氏名を申請者欄の下部に記入させること。

2 添付書類の省略

- (1) 規則第23条第1項の規定により添付書類を省略する場合には、添付書類を省略する申請書の備考欄に次の事項を記載して当該書類を省略することができる。

ア 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名

イ 省略した添付書類の名称

- (2) 次のア又はイに該当する添付書類は、省略することができる。この場合、申請書の備考欄に省略した添付書類の名称及び改めて申請した理由を記載するものとする。

ア 重傷病給付金又は障害給付金に係る裁定の申請を行つた申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請を行う場合における規則第16条第9号の規定により証明すべき事項の関係書類

イ 遺族給付金の申請を行つた者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第1順位遺族となつた者が改めて遺族給付金の申請を行つた場合における両者の申請に重複する証明事項の関係書類

3 申請書の受付等

- (1) 申請書に必要な事項の記載漏れがないことを確認すること。
- (2) 申請書に不備があつた場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求めること。
- (3) 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、事務担当者において補正すること。
- (4) 申請書に必要な添付書類（別表「犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に係る添付書類一覧表」のとおり）が添付されていることを点検すること。
- (5) 申請書の受付に当たっては、申請書の「受付」の欄に受付年月日、受付番号及び申請書の提出を受けた警察署名を記入することとし、電子情報処理組織により申請を受け付けた場合は、受付年月日及び受付番号を審査時入力項目に入力すること。
- (6) 申請書の受付番号に関する事務は、警務課において一括処理するものとし、申請書を受け付けた住所地警察署長は、申請書の記載事項、添付書類その他参考となる事項を電話により警務課長に通報するとともに、受付番号の通知を受けること。
- (7) 住所地警察署長は、受け付けた申請書を直ちに警務課長に送付すること。

第4 事案の通報（訓令第6条関係）

1 京都府警察情報管理システムによる被害者支援情報管理システムへの登録

京都府警察情報管理システムによる被害者支援情報管理システム（以下「支援システム」という。）の登録は、将来申請書が提出された場合に、その裁定の事務が適正かつ円滑に処理できるよう、その事案の実態をあらかじめ把握しておくために登録するものであり、その

登録に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事件処理警察署長は、将来申請書の提出が予想される事案であると認めるときは、捜査結果に基づき速やかに支援システムに登録するものとする。
- (2) 支援システムへの登録に際し、判明しない項目がある場合は、判明した項目ごとに適宜登録するものとする。

2 警務課長への通報

事件処理警察署長による警務課長への通報は、支援システムで送信することをもって通報とする。

第5 裁定のための調査等（訓令第7条関係）

1 調査（第1項関係）

警務課長は、裁定事務を適正かつ円滑に処理するため必要な調査を行うが、この調査には、裁定の事務に必要な調査及び将来申請書が提出されることが予測される事案が発生した場合に、その事案の実態をあらかじめ把握するための必要な調査を含むものである。

2 申請者等に対する調査（第2項関係）

- (1) 「その他の関係人」とは、加害者の親族、犯罪被害者を診察した医師等申請事案について直接又は間接に関係のあるものである。
- (2) 「申請者その他の関係人に報告を求め」とは、報告書を提出させ、又は供述書を作成させるものである。
- (3) 「文書その他の物件」とは、申請者と犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真等申請者その他の関係人が所持しているものである。

3 調査実施上の留意点

- (1) 調査は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであるので、申請者その他の関係人の権利を損うことのないよう、その方法等に十分注意し、調査権の濫用にわたることのないように努めること。
- (2) 電話及び口頭により補充的な調査を行う場合には、調査年月日、調査対象者及び調査内容を文書により記録すること。
- (3) 犯罪被害者等に対する加害者の損害賠償を行う資力及び意思の有無については、捜査資料、申請書類、加害者及び申請者からの聴取等により、必要な調査及び検討を行うこと。

第6 照会に対する協力（訓令第8条関係）

公安委員会が行う裁定が、適正かつ迅速に行われるためには、事件処理警察署長の犯罪被害給付関係事項回答書が的確に作成されることが不可欠であり、このため事件主管課長は事件処理警察署長に対して助言及び協力を行うものとする。

第7 国家公安委員会等からの照会に対する回答（訓令第9条関係）

警察署長から、国家公安委員会又は他の都道府県公安委員会からの照会を受けた旨の通報を受けたときは、警務課長は訓令第8条第1項の規定に準じて処理し、事件主管課長は同条第2項の規定に準じて処理するものとする。

第8 裁定通知書等の交付（訓令第12条関係）

- 1 不支給又は一部不支給（以下「不支給等」という。）の裁定に係る犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の作成に当たっては、その根拠となる適用条項に係る不支給等の具体的な理由を別紙を用いて簡潔に記載すること（法第7条及び第8条第1項の規定による場合を除く。）

）。

2 通知書の交付に当たっては、申請を却下した理由、裁定又は決定の内容及び理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。

3 申請者が、給付金の支給後に加害者に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者から損害賠償を受ける見込みであるときは、警務課長又は警察署長に申し出るよう依頼すること。

第9 損害賠償の受付（訓令第14条関係）

犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付金が支給されないので、犯罪被害者又はその遺族から損害賠償を受けた旨の申し出があつたときは、次に掲げる事項に留意して処理するものとする。

(1) 「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害者又はその遺族が加害者等から現実に損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときを含むものである。

(2) 賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付は、「損害賠償」に当たる。

(3) 第1順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に、損害賠償を受けた者がいるときも、損害賠償を受けたものに該当する。

第10 不正手段による給付金の受領認知（法第15条関係）

所属長は、偽りその他の不正手段により、給付金（仮給付金を含む。）の支給を受けた者のあることを知つたときは、その旨警務課長に通報するものとする。

第11 審査請求の届出が提出された場合の取扱い

1 裁定に対する審査請求

給付金の申請に関する裁定についての審査請求は、国家公安委員会に対してなされることとなる。

2 不作為についての審査請求

裁定の申請があつた事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為についての審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求のいずれもが認められることとなる。

3 審査請求書の取扱い

(1) 住所地警察署長は、審査請求書の届出を受けたときは、前記第3の3の(7)に準じて処理するものとする。

(2) 審査請求に関する相談を受けたときは、速やかに警務課長に通報するものとする。

第12 関係書類の保存等（規則第24条関係）

申請書、裁定書、調査、照会に関する文書等裁定の事務処理手続上作成された一切の書類は、犯罪被害が発生した日から7年間保存するものとする。

別表

犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に係る添付書類一覧表

遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号） に添付する書類（規則第16条関係）			
添 付 資 料	1 号	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他 当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日 を証明することができる書類	
	2 号	申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害 者との続柄に関する市町村長（特別区の区長、 指定都市の区長及び総合区長を含む。）の発行 する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書	
	3 号	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていな いが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係 と同様の事情にあつた者であるときは、その事 実を認めることができる書類	住民票の写し、犯罪被害 者及び申請者の親族、友人 、隣人等の申述書等
	4 号	申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが 、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含 む。）以外の者であるときは、第一順位遺族で あることを証明することができる書類	先順位の人の死亡を明ら かにすることができる戸籍 の謄本又は抄本等
	5 号	申請者が犯罪被害者の収入によつて生計を維 持していた犯罪被害者の妻（婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつ た者を含む。以下同じ。）、60歳以上の夫（同 上事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含 む。以下この号において同じ。）、60歳以上の 父母又は祖父母、18歳未満の子又は孫、18歳未 満又は60歳以上の兄弟姉妹及びこれら以外の夫 、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、規則 で定める障害の状態にあるものに該当する者（ 以下「生計維持関係遺族」という。）であるとき は、犯罪行為が行われた当時被害者の収入によ つて生計を維持していた事実を認めることが できる書類	住民票の写し、送金証明 等

6 号	<p>申請者が、犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の妻（犯罪行為が行われた当時、55歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）又は上記5号記載の「これら以外の夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、規則で定める障害の状態にあるもの」に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類</p>	
7 号	<p>申請者以外の遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その事実を証明することができる書類</p>	<p>戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等</p>
8 号	<p>申請者以外の遺族給付金の支給を受けることができる遺族に、生計維持関係遺族であつて、犯罪行為が行われた当時8歳未満であつた者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類</p>	
9 号	<p>犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類</p>	<p>給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等</p>
10 号	<p>法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類</p>	<p>医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等</p>
11 号	<p>犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受け、当該療養についての法第9条第3項の休業日（以下「休業日」という。）がない場合は、</p> <p>ア 負傷し、又は疾病にかかつた日及び負傷又は疾病の状態を明記した医師又は歯科医師の診断書その他の書類</p> <p>イ 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律</p>	

		<p>施行令（以下「令」という。）第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受ける者であるときは、その事実を認めることができる書類</p>	
	12 号	<p>犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受け、当該療養についての休業日がある場合は、</p> <p>ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態を明記した医師又は歯科医師の診断書その他の書類</p> <p>イ 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受ける者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>ウ 負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事できないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類</p> <p>エ 休業日の数を証明することができる書類</p> <p>オ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類</p>	
<p>重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号） に添付する書類（規則第17条関係）</p>			
添付資料	1 号	<p>負傷し、又は疾病にかかった日、法第9条第2項に規定する期間における入院日数及び負傷又は疾病の状態を明記した医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明できるもの</p>	
	2 号	<p>犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類</p>	
	3 号	<p>法第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類</p>	<p>犯罪被害者が自己負担した医療費に係る領収証等</p>

	4 号	法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類	医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等
	5 号	<p>法第9条第3項に規定する場合は、</p> <p>ア 負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事できないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類</p> <p>イ 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類</p> <p>ウ 休業日の数を証明することができる書類</p> <p>エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類</p>	<p>○ イの書類 給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等</p> <p>○ ウ及びエの書類 犯罪被害者が勤務する事業所等が発行した勤務の状況に関する証明書等</p>
<p>障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号） に添付する書類（規則第18条関係）</p>			
添 付 資 料	1 号	負傷又は疾病が治つたこと又は症状が固定したこと及び治つた日又は症状が固定した日並びにその治つたとき又は症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態（犯罪被害者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあっては、その必要の程度を含む。次号において同じ。）を明記した医師又は歯科医師の診断書その他の書類	
	2 号	同一の部位について既に身体上の障害があつたときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類	
	3 号	犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類	給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等
	4 号	法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理	医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者

		由のやんだ日を証明することができる書類	の親族、友人、隣人等の申述書等
--	--	---------------------	-----------------